

平成27年度入札契約制度等の見直しについて

①社会保険等未加入業者の各務原市発注の建設工事への入札参加等について

(変更点)

- 市発注工事の入札参加時に社会保険等未加入の元請業者の入札参加を認めません。
- 一定規模以上の工事(※)において、社会保険等未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止します。

※)一定規模以上の工事とは、下請け契約の請負代金の総額が3000万円以上(建築一式工事の場合は4500万円以上)の工事。

②予定価格の一部事後公表について

(変更点)

【事後公表】

- 予定価格(税込)3,000万円以上の建設工事の請負契約に係る入札案件
- 予定価格(税込)500万円以上の建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託契約に係る入札案件

③工事費内訳書の提出について

(変更点)

すべて建設工事案件で入札時に内訳書の提出を求めます。

④低入札調査制度の改正及び最低制限価格制度の導入について

(変更点)

低入札価格調査制度

対象工事 : 一般競争入札又は指名競争入札で予定価格が300万円以上の工事
及び 総合評価落札方式対象工事

調査基準価格 : $((\text{直接工事費} \times 0.9) + (\text{共通仮設費} \times 0.9) + (\text{現場管理費} \times 0.3) + (\text{一般管理費} \times 0.2)) \times 1.08$

※上記の計算式で算出した調査基準価格が予定価格の0.7を下回った場合には予定価格の0.7で、0.9を上回った場合には予定価格の0.9を調査基準価格とする。

低入札調査を行なった場合の措置(予定価格が1000万円以上)

主任技術者及び監理技術者とは別に、これらと同等の資格を持つ技術者を、専任で1名現場に配置することを求めます。

最低制限価格制度

対象工事 : 指名競争入札で予定価格が300万円未満の工事
(総合評価落札方式対象工事は除く)

最低制限価格 : 予定価格の税抜き $\times 0.6 \times 1.08$

※ただし、案件によっては別に定める場合があります。

⑤施工体制台帳の提出について

<受注者側>

- 公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること。
- 施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げること。

⑥建設工事への技術者の配置について

●現場代理人は専任です。ただし、各務原市建設工事現場代理人常駐緩和基準により、基準に該当する場合は常駐義務を緩和し、現場代理人を兼務させることが可能です。

(詳細は「各務原市建設工事現場代理人常駐緩和基準」参照)

●主任技術者は、請負金額が税込2500万円（建築一式工事の場合は5000万円）以上の工事を施工する場合、原則現場ごとに専任で置く必要があります。(建設業法第26条第3項)

●営業所の専任技術者は、現場の主任技術者又は監理技術者、現場代理人として工事現場に配置することはできません。(建設業法第7条第2項、第15条第2号)

ただし、一定の条件を満たす場合に限り、専任を要しない主任技術者になることができます。

※営業所専任技術者や監理・主任技術者の配置に関しては岐阜県建設政策課にお尋ねください。

⑦その他

上記以外に、一般競争入札、共同企業体（JV）等に関して、一部変更があります。

【一般競争入札、共同企業体（JV）】

建築一式工事：1億5千万円以上

その他の工事：1億円以上